

国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が サステナビリティ関連情報の開示に関する全般的要 求事項（草案）を公開

Research Clip
2023年1月

社会システム研究所
アナリスト
川久保 皓史

■2022年3月31日に国際サステナビリティ基準審議会（以下、ISSB）はIFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」（以下「S1」）、IFRS S2号「気候関連開示」（以下「S2」）¹の2つの開示基準の草案を公開した。S1、S2のどちらも、投資家、金融機関（lender）、債権者などの、財務報告の主要な利用者（以下「利用者」）が、企業価値を評価・意思決定する際に有用となる情報を開示することを企業に求めているが、S1は、TCFD提言を基礎にした「コア・コンテンツ」と、開示の基本事項である「全般的な特徴」の2つの要素から構成される一方、S2は気候関連のリスクと機会を対象に「コア・コンテンツ」を定めたテーマ別開示要求事項となっている。本稿ではS1で求められている要求事項の内容について概観する。

1. S1の目的とその構成

S1の目的は、利用者が企業価値の評価・投融資などの意思決定する際に有用となる、サステナビリティ関連のリスクおよび機会に関する情報を企業に開示させることにある。S1は（1）開示の基本的事項を定める「全般的な特徴」と、（2）TCFD提言を基礎とした「コア・コンテンツ」の2つの要素で構成されている。以降、それぞれの具体的な内容について説明する。

2. S1の基本的事項を定める「全般的な特徴」

「全般的な特徴」では開示の基本的事項として、「報告企業」、「つながりのある情報」、「適正な表示」、「重要性(materiality)」、「比較情報」、「報告の頻度」、「情報の記載場所」、「見積り及び結果の不確実性の源泉」、「誤謬」、「準拠表明」を定めている（図表1）。「全般的な特徴」では、例えば、「重要性(materiality)」の定義などにおいて、IASBの「概念フレームワーク」、IAS第1号、IAS第8号と整合的な定義や要求事項となっている。

¹ 「IFRS S2 気候関連開示」の内容については、「国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)が気候関連の情報開示基準の草案を公開」(<https://www.nikko-research.co.jp/library/11527/>) を参照

図表 1 全般的な特徴

報告企業	報告対象となる企業の範囲は、財務報告と同じにすること。
つながりのある情報	サステナビリティ関連財務情報同士、またはサステナビリティ関連財務情報と財務情報間でつながりがあるものについて、どのように関連しているのかを説明しなければならない。
適正な表示	完全なサステナビリティ関連財務開示は、サステナビリティ関連のリスクおよび機会を適正に表示しなければならない。IFRSのサステナビリティ開示基準だけでは不十分な場合は、追加的なサステナビリティ開示を行うこと。
重要性 (materiality)	重要性がある(material)情報とは、その情報が省略、誤表示、または覆い隠された場合、利用者の意思決定に影響を与えることが合理的に予想されるものである。
比較情報	当期に開示されるすべての指標について、前期に係る比較情報を開示しなければならない。またそのような情報が、当期の開示を理解する上で必要な場合は、記述的なサステナビリティ関連財務開示に関する比較情報を開示しなければならない。
報告の頻度	サステナビリティ関連財務開示は財務報告と同じ報告期間でかつ同時に開示しなければならない。
情報の記載場所	IFRSサステナビリティ開示基準で要求される情報は、財務報告の一部として開示すること。
見積り及び結果の不確実性の源泉	開示した指標のうち、見積りの不確実性が重大な (significant) ものを識別し、見積りの不確実性の源泉、性質、また不確実性に影響を与える要因を開示しなければならない。
誤謬	重要性がある過去の誤謬について、実務上不可能でない限り、訂正しなければならない。
準拠表明	IFRSサステナビリティ開示基準のすべての関連する要求事項に準拠する場合、準拠の旨の明示的かつ無限定の記述を含めなければならない。

(出所) [Draft] IFRS S1 General Requirements for Disclosure of Sustainability-related Financial Information より
日興リサーチセンター作成

この「全般的な特徴」は、S2 や今後制定される予定のテーマ別開示要求事項にも適用される ISSB の共通した基本的な考え方を示したものであり、具体的な開示はテーマ別開示基準で定められることになる。

3. S1 で定める「コア・コンテンツ」

S1 では、TCFD 提言の 4 要素 ((1)ガバナンス、(2)戦略、(3)リスク管理、(4)指標と目標) をベースとした基準共通となる「コア・コンテンツ」が定められている。これは S2 などのテーマ別開示基準の具体的な開示にも用いられる枠組みとなっている。4 要素それぞれの概要について、以下に示す。

(1) ガバナンス

ここでは、企業のサステナビリティ関連のリスクおよび機会を監督する機関に関する開示が求められている (図表 2)。これらの開示を通じて、企業が自社のサステナビリティ関連のリスクおよび機会をモ

ニタリング・管理するために、どのようなガバナンスのプロセス、統制、手続きを行っているか、利用者が理解できるようになる。

図表2 「ガバナンス」の開示項目

ガバナンス	
【目的】	企業のサステナビリティ関連のリスクおよび機会をモニタリング・管理するために用いるガバナンスのプロセス、統制、手続きを利用者が理解できるようにすること。
【開示項目】	<p>企業は、サステナビリティ関連のリスクおよび機会を監督する機関（取締役会、委員会など）に関する情報、これらのプロセスにおける経営者の役割について開示しなければならない。具体的には、以下の開示が求められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) サステナビリティ関連のリスクおよび機会の監督について責務を負う機関、または機関を構成する個人の特定 (b) サステナビリティ関連のリスクおよび機会に関するその機関の責任が、企業の付託事項、取締役会の委任事項およびその他の関連する方針にどのように反映されているか (c) その機関がサステナビリティ関連のリスクおよび機会への対応の戦略を監督するための適切なスキルや能力をどのように確保しているか (d) その機関およびその委員会（監査、リスクなど）は、サステナビリティ関連のリスクおよび機会に関する情報をどのように、またどれくらいの頻度で得ているか (e) その機関およびその委員会が、企業戦略、主要な取引に関する意思決定及びリスク管理の方針を監督する際に、サステナビリティ関連のリスクおよび機会をどのように考慮しているか (f) その機関およびその委員会が、重大な（significant）サステナビリティ関連のリスクおよび機会に関連する目標設定をどのように監督し、それらの目標に向けた進捗をどのようにモニタリングしているか（関連するパフォーマンス指標が報酬に関する方針に含まれているかどうか、含まれている場合、どのように含まれているか など） (g) サステナビリティ関連のリスクおよび機会の評価や管理における経営者の役割に関する記述（その役割が具体的な経営者レベルの地位または委員会に委任されているか、当該役職または委員会に対しどのように監督が実施されているか など）。

(出所) [Draft] IFRS S1 General Requirements for Disclosure of Sustainability-related Financial Information より
日興リサーチセンター作成

(2) 戦略

ここでは、短期～中長期にわたって、企業のビジネスモデルや戦略、財務等へ影響を与えうるサステナビリティ関連のリスクおよび機会に関する開示が求められている（図表3）。具体的には、企業が「サステナビリティ関連のリスクおよび機会」をどう見込んでおり、それを考慮してどのような「戦略と意思決定」をしたのかを開示することが求められる。また、サステナビリティ関連のリスクおよび機会が当該報告期間の「財務状態、財務業績およびキャッシュフロー」にどう影響したか、およびそのリスクと機会の中で翌期以降も財務に影響がありそうなものは何か、そして戦略を踏まえ、企業の財務状態が中長期にかけてどのように変化すると見込んでいるかを開示することが求められている。加えて、サステナビリティ関連のリスクおよび機会に対する管理・取組状況等、企業の対応策を開示し、自社には将来の不確実性に適応していく能力、いわゆる「レジリエンス」があることを示す必要がある。企業がこ

れらを開示することによって、その企業がサステナビリティ関連のリスクおよび機会に対して短期～中長期的にどう対処するか、利用者が理解できることになる。

図表3 「戦略」の開示項目

戦 略	
【目的】	利用者が重大な（significant）サステナビリティ関連のリスクおよび機会に対処する企業の戦略を理解できるようにすることにある。
【開示項目】	<ul style="list-style-type: none"> (a) 短期～中長期にわたり、企業のビジネスモデル、戦略及びキャッシュ・フロー、ファイナンスへのアクセス、企業の資本コストに影響を与えることが合理的に見込まれる重大なサステナビリティ関連のリスクおよび機会 (b) 重大なサステナビリティ関連のリスクおよび機会がビジネスモデルやバリュー・チェーンに与える影響 (c) 重大なサステナビリティ関連のリスクおよび機会が戦略や意思決定に与える影響 (d) 重大なサステナビリティ関連のリスクおよび機会が、報告期間における財政状態、財務業績およびキャッシュ・フローに与える影響、短期～中長期にわたり予想される影響 (e) 重大なサステナビリティ関連のリスクに対する（ビジネスモデルを含む）戦略のレジリエンス
	<p>サステナビリティ関連のリスクおよび機会</p> <p>企業は短期～中長期にわたり、ビジネスモデル、戦略およびキャッシュ・フロー、ファイナンスへのアクセス、資本コストに影響を与えることが合理的に見込まれる重大なサステナビリティ関連のリスクおよび機会について、以下を開示しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 重大なサステナビリティ関連のリスクおよび機会に関する記述、重大なサステナビリティ関連のリスクおよび機会が短期～中長期にわたってビジネスモデル、戦略、キャッシュ・フロー、ファイナンスへのアクセス、資本コストに影響を与えることが合理的に見込まれる時間軸 (b) 企業がどのように短期～中長期を定義しているか、それがどのように企業の戦略計画の時間軸や資本配分計画とつながっているか <p>企業は重大なサステナビリティ関連のリスクおよび機会が企業のビジネスモデルに与える現在～将来の予想される影響に関する評価を利用者が理解できるよう、以下の開示を行わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 重大なサステナビリティ関連のリスクおよび機会がバリュー・チェーンに与える現在～将来の予想される影響 (b) 企業のバリュー・チェーンのどの部分に重大なサステナビリティ関連のリスクおよび機会が集中しているか
	<p>戦略および意思決定</p> <p>企業は重大なサステナビリティ関連のリスクおよび機会が戦略や意思決定に与える影響を利用者が理解できるよう、以下の開示しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 企業が重大なサステナビリティ関連のリスクおよび機会にどのように対応しているか (b) 過去の報告期間に開示した計画の進捗に関する定量的・定性的情報 (c) 企業が考慮した、サステナビリティ関連のリスクと機会間のトレードオフ

財務状態、財務業績およびキャッシュ・フロー

企業は重大なサステナビリティ関連のリスクおよび機会が、報告期間の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与える影響と、短期～中長期にわたり予想される影響を定量的情報を用いて開示しなければならない。（できない場合は定性的情報を開示すること。）

- (a) 重大なサステナビリティ関連のリスクおよび機会が、企業が直近で報告した財政状態、財務業績およびキャッシュ・フローにどのような影響を与えたか
- (b) 翌会計年度内に財務諸表で報告される資産および負債の帳簿価額に重要性がある（material）修正が生じる重大なリスクがある場合、識別されたサステナビリティ関連のリスクおよび機会に関する情報
- (c) 重大なサステナビリティ関連のリスクおよび機会に対する企業戦略を踏まえ、財政状態が時間の経過とともにどのように変化することを企業は見込んでいるのか。以下を反映する。
 - (i) 現在、および表明した投資計画、およびそれらが財政状態に与えると予想される影響（資本的支出、買収、ダイバーストメント、など）
 - (ii) 企業の戦略を適用するために計画された資金源
- (d) 企業が、重大なサステナビリティ関連のリスクおよび機会に対処する企業戦略を踏まえ、財務業績が時間の経過とともにどのように変化すると見込んでいるか

レジリエンス

企業は重大なサステナビリティ関連のリスクから生じる不確実性に適応するための企業の能力を、利用者が理解できるような開示を行わなければならない。重大なサステナビリティ関連のリスクに関連する戦略およびキャッシュ・フローのレジリエンスの定性的分析、該当する場合は定量的分析を、分析手法や時間軸を含め開示しなければならない。定量的情報を開示する場合、具体的な金額または金額の範囲で開示すること。

他のIFRSサステナビリティ開示基準は、シナリオ分析を用いなければならない場合など、具体的なサステナビリティ関連のリスクに対するレジリエンスに関して企業に開示が求められる情報の種類が決定される予定である。

(出所) [Draft] IFRS S1 General Requirements for Disclosure of Sustainability-related Financial Information より
日興リサーチセンター作成

(3) リスク管理：

ここでは企業がサステナビリティ関連のリスクおよび機会をそれぞれどのように識別、評価し、どう管理されているかを開示することが求められている（図表4）。企業がこれを開示することによって、サステナビリティ関連のリスクおよび機会に対する企業の管理プロセスを利用者が理解できることになる。

図表4 「リスク管理」の開示項目

リスク管理	
【目的】	企業は、サステナビリティ関連のリスクおよび機会を識別、評価、管理するプロセスが総合的なリスク管理プロセスに統合されているかを評価し、総合的なリスク・プロファイルおよびリスク管理プロセスを利用者が評価できるよう、開示しなければならない。
【開示項目】	<ul style="list-style-type: none"> (a) 企業がサステナビリティに関連する以下のものを識別するために用いるプロセス <ul style="list-style-type: none"> (i) リスク (ii) 機会 (b) 企業がリスク管理を目的としたサステナビリティ関連のリスクを識別するために用いるプロセス <ul style="list-style-type: none"> (i) そのようなリスクの発生可能性や発生した際の影響を企業がどう評価するのか（例えば、定性的・定量的閾値 など） (ii) 企業が他の種類のリスクと比べてサステナビリティ関連のリスクをどう優先順位付けするのか (iii) 企業が用いるインプット・パラメータ（データソース など） (iv) 過去の報告期間と比較して、用いたプロセスを企業が変更したか (c) 企業がサステナビリティ関連の機会を識別、評価、優先順位付けを行うために用いるプロセス (d) 企業がサステナビリティ関連の以下のものをモニタリングおよび管理するために用いるプロセス <ul style="list-style-type: none"> (i) リスク (ii) 機会 (e) サステナビリティ関連リスクの識別、評価、管理に関するプロセスが、企業の総合的なリスク管理プロセスとどの程度統合されているか、また、どのように統合されているか (f) サステナビリティ関連機会の識別、評価、管理に関するプロセスが、企業の総合的なリスク管理プロセスとどの程度統合されているか、また、どのように統合されているか

(出所) [Draft] IFRS S1 General Requirements for Disclosure of Sustainability-related Financial Information より
日興リサーチセンター作成

(4) 指標と目標：

ここでは企業がサステナビリティ関連のリスクおよび機会を管理・モニタリングするために採用している指標とその指標を用いる理由について開示が求められている（図表5）。これを開示することによって、企業が重要（significant）なサステナビリティ関連のリスクおよび機会を企業がどのように測定・管理し、どのようにパフォーマンスを評価しているのかを利用者が理解できることになる。

図表5 「指標と目標」の開示項目

指標と目標	
【目的】	企業は設定した目標に向けた進捗を含め、自社のパフォーマンスをどう評価するのか、利用者が理解できるように開示しなければならない。
【開示項目】	企業は独自の指標を採用する場合、以下を開示しなければならない。
	(a) 指標がどのように定義されているか、またはその他の指標および指標を開発するために用いられた情報源
	(b) 指標の測定が外部機関によって検証されているか。検証されている場合はその機関名
	(c) 目標およびその算定に用いたインプットの算定方法の説明（用いた重大な仮定および算定方法の限界を含む）
	企業は、戦略的目標の達成に向けた進捗を評価するために目標について、以下開示しなければならない。
	(a) 用いた指標
	(b) 目標が適用される期間
	(c) 進捗が測定される基礎となる期間
	(d) マイルストーンまたは中間目標（該当する場合）
	企業は以下を開示しなければならない。
	(a) 開示した目標に対する実績、実績に関する傾向分析または重大な変化の分析
	(b) 目標の改訂とその説明
	指標または目標を再定義、または置き換えた場合、企業は以下を行わなければならない。
	(a) 変更の説明
	(b) 置き換えた指標が以前より有用な情報を提供する理由を含めた変更の理由
	(c) 実現不可能な場合を除き、再計算された（過年度の）比較数値の提供

(出所) [Draft] IFRS S1 General Requirements for Disclosure of Sustainability-related Financial Information より
日興リサーチセンター作成

4. 最後に

今回紹介した S1 は、開示の基本事項である「全般的特徴」と、TCFD 提言を基礎とした基準共通の事項となる「コア・コンテンツ」から構成されている。いずれも、S2 や今後予定されるテーマ別要求事項にも共通して適用される考えや枠組みとなっており、ISSB の定める基準の基礎となる。

現在、ISSB は、2022 年 7 月 29 日締切で寄せられた市中協議を踏まえ、いくつかのアジェンダについて再審議の最中であり、2023 年の早いタイミングでの最終化を目指している。

本草案は、以下の URL よりダウンロードできる。

<https://www.ifrs.org/projects/work-plan/general-sustainability-related-disclosures/exposure-draft-and-comment-letters/>

(END)